

経 済 産 業 省

20201109保局第1号
令和2年12月1日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正（整合規格の採用） 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）【別表第十二関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 （略） 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 （略） 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(2019) ～ J60227-5(H29)	(略)	(略)	(略)	J60065(2019) ～ J60227-5(H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60227-5(H23)</u>	<u>定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル— 第5部：可とうケーブル（コード）</u>	<u>JIS C 3662-5:2009</u>	<u>IEC 60227-5(1997), Amd. No. 1(1997), Amd. No. 2(2003)に対応 平成32年11月30日まで有効</u>
<u>J60227-7(H29)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>J60227-7(H29)</u>	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60227-7(H23)</u>	<u>定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル— 第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル</u>	<u>JIS C 3662-7:2010</u>	<u>IEC 60227-7(1995), Amd. No. 1(2003)に対応 平成32年11月30日まで有効</u>

J60238 (H27) ～ J60245-8 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60238 (H27) ～ J60245-8 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60245-8 (H23)	定格電圧 4 5 0 / 7 5 0 V 以下のゴム絶縁ケ ーブル－ 第 8 部：高可とう性コ ード	JIS C 3663- 8:2010	IEC 60245-8 (1998), Amd. No. 1 (2003) に 対応 平成32年11月 30日まで有効
J60269-1 (H29) ～ J60335-2-3 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60269-1 (H29) ～ J60335-2-3 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-3 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第 2－3 部：電気アイ ロンの個別要求事項	JIS C 9335- 2-3:2004	IEC 60335-2- 3 (2002) に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60335-2-4 (H30) ～ J60335-2-9 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-4 (H30) ～ J60335-2-9 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-9 (H20)	家庭用及びこれに類す る電気機器の安全性－ 第 2－9 部：可搬形ホ ブ、オーブン、トース タ及びこれらに類する 機器の個別要求事項	JIS C 9335- 2-9:2004	IEC 60335-2- 9 (2002) に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60335-2-10 (H20) ～ J60335-2-11 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-10 (H20) ～ J60335-2-11 (H29)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-11 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－11部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	JIS C 9335-2-11:2004	IEC 60335-2-11 (2002) に対応 平成32年11月30日まで有効
J60335-2-12 (H20) ～ J60335-2-23 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-12 (H20) ～ J60335-2-23 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-23 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-23:2005	IEC 60335-2-23 (2003) に対応 平成32年11月30日まで有効
J60335-2-24 (H29) ～ J60335-2-26 (H28)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-24 (H29) ～ J60335-2-26 (H28)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-27 (2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－27部：光線による皮膚照射用装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-27:2020	IEC 60335-2-27 (2009), Amd. No. 1 (2012), Amd. No. 2 (2015) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-27 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－27部：紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-27:2005	IEC 60335-2-27 (2003), Amd. No. 1 (2004) に対応 令和5年11月30日まで有効	J60335-2-27 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－27部：紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-27:2005	IEC 60335-2-27 (2003), Amd. No. 1 (2004) に対応
J60335-2-28 (2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－28部：ミシンの個別要求事項	JIS C 9335-2-28:2019	IEC 60335-2-28 (2002), Amd. No. 1 (2008) に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

J60335-2-28 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－28部：ミシンの個別要求事項	JIS C 9335-2-28:2004	IEC 60335-2-28 (2002) に対応 <u>令和5年11月30日まで有効</u>	J60335-2-28 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－28部：ミシンの個別要求事項	JIS C 9335-2-28:2004	IEC 60335-2-28 (2002) に対応
J60335-2-29 (2019) ～ J60335-2-44 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-29 (2019) ～ J60335-2-44 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-44 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－44部：電気アイロンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-44:2006</u>	<u>IEC 60335-2-44 (2002) に対応</u> <u>平成32年11月30日まで有効</u>
J60335-2-45 (H28) ～ J60335-2-61 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-45 (H28) ～ J60335-2-61 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-61 (H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－61部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-61:2006</u>	<u>IEC 60335-2-61 (2002) に対応</u> <u>平成32年11月30日まで有効</u>
J60335-2-64 (2020) ～ J60335-2-106 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-64 (2020) ～ J60335-2-106 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-J1 (H14)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全</u> <u>パート2：電気カーペット等の床敷物類の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）</u>	別紙103	<u>平成32年11月30日まで有効</u>

J60335-2- J2 (H23) ～ J60335-2- J7 (H21)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- J2 (H23) ～ J60335-2- J7 (H21)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2- J8 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電子冷蔵庫 の個別要求事項（3版 対応のパート1を併用 する）	別紙109	平成32年11月 30日まで有効
J60335-2- J9 (H30) ～ J60598- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2- J9 (H30) ～ J60598- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598- 1 (H26)	照明器具－ 第1部：安全性要求事項 通則	JIS C 8105- 1:2010+追補1 (2013)	IEC 60598-1 (2008)に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 1 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2- 1 (H23)	照明器具－ 第2－1部：定着灯器 具に関する安全性要求 事項	JIS C 8105- 2-1:1999+追 補1(2010)	IEC 60598-2- 1(1979), Amd. No. 1(1987)に 対応 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2- 2 (H27) ～ J60598-2- 4 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 2 (H27) ～ J60598-2- 4 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2- 4 (H23)	照明器具－ 第2－4部：一般用移 動灯器具に関する安全	JIS C 8105- 2-4:2003+追 補1(2010)	IEC 60598-2- 4(1997)に対応 平成32年11月

					性要求事項		30日まで有効
J60598-2-5 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-5 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2-6 (H25)	照明器具－ 第2－6部：変圧器内 蔵白熱灯器具に関する 安全性要求事項	JIS C 8105- 2-6：2011	IEC 60598-2- 6(1994)+Amd. No. 1(1996) 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2-7 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-7 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2-7 (H25)	照明器具－ 第2－7部：可搬形庭園 灯器具に関する安全性 要求事項	JIS C 8105- 2-7:2011	IEC 60598-2- 7(1982), Amd. No. 1(1987), Amd. No. 2(1994)に対応 平成32年11月 30日まで有効
J60335-2-8 (H27) ～ J60598-2-9 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-8 (H27) ～ J60598-2-9 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2-9 (H25)	照明器具－ 第2－9部 写真及び 映画撮影用照明器具に 関する安全性要求事項 (アマチュア用)	JIS C 8105- 2-9:2011	IEC 60598-2- 9(1987), Amd. No. 1(1993)に 対応 平成32年11月 30日まで有効
J60598-2-11 (H26) ～ J60598-2-17 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-11 (H26) ～ J60598-2-17 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2-17 (H25)	照明器具－ 第2－17部：舞台照 明、テレビ、映画及び写	JIS C 8105- 2-17:2011	IEC 60598-2- 17(1984), Amd. No. 1(1987

					真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項		), Amd. No. 2 (1990)に対応 平成32年11月30日まで有効
J60598-2-19 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-19 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60598-2-19 (H23)	照明器具－ 第2－19部：空調照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-19:2010	IEC 60598-2-19(1981), Amd. No. 1 (1987), Amd. No. 2(1997)に対応 平成32年11月30日まで有効
J60598-2-20 (H30) ～ J60745-2-1 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-20 (H30) ～ J60745-2-1 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60745-2-2 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－2部：電動スクリュドライバ及びインパクトレンチの個別要求事項	JIS C 9745-2-2:2009	IEC 60745-2-2(2003)に対応 令和5年11月30日まで有効	J60745-2-2 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－2部：電動スクリュドライバ及びインパクトレンチの個別要求事項	JIS C 9745-2-2:2009	IEC 60745-2-2(2003)に対応
J60745-2-3 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60745-2-3 (H22)	(略)	(略)	(略)
J60745-2-4 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－4部：ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項	JIS C 9745-2-4:2009	IEC 60745-2-4(2002)に対応 令和5年11月30日まで有効	J60745-2-4 (H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第2－4部：ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項	JIS C 9745-2-4:2009	IEC 60745-2-4(2002)に対応
J60745-2-5 (H22) ～	(略)	(略)	(略)	J60745-2-5 (H22) ～	(略)	(略)	(略)

J60968 (H29)				J60968 (H29)			
<u>J60974-1 (2020)</u>	アーク溶接装置－ 第1部：アーク溶接電源	<u>JIS C 9300-1:2020</u>	<u>IEC 60974-1 (2017) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60974-1 (H22)	アーク溶接装置－ 第1部：アーク溶接電源	JIS C 9300-1:2006+追補:2008	IEC 60974-1 (2005) に対応 令和5年11月30日まで有効	J60974-1 (H22)	アーク溶接装置－ 第1部：アーク溶接電源	JIS C 9300-1:2006+追補:2008	IEC 60974-1 (2005) に対応
<u>J60974-3 (2020)</u>	アーク溶接装置－ 第3部：アーク起動及びアーク安定化装置	<u>JIS C 9300-3:2020</u>	<u>IEC 60974-3 (2019) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60974-3 (H22)	アーク溶接装置－ 第3部：アーク起動及びアーク安定化装置	JIS C 9300-3:2007	IEC 60974-3 (2003) に対応 令和5年11月30日まで有効	J60974-3 (H22)	アーク溶接装置－ 第3部：アーク起動及びアーク安定化装置	JIS C 9300-3:2007	IEC 60974-3 (2003) に対応
J60974-5 (H25) ～ J60974-7 (H29)	(略)	(略)	(略)	J60974-5 (H25) ～ J60974-7 (H29)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60974-7 (H22)</u>	<u>アーク溶接装置－ 第7部：トーチ</u>	<u>JIS C 9300-7:2007</u>	<u>IEC 60974-7 (2005) に対応 平成32年11月30日まで有効</u>
J60974-10 (2019) ～ J62619 (2019)	(略)	(略)	(略)	J60974-10 (2019) ～ J62619 (2019)	(略)	(略)	(略)
<u>J62841-1 (2020)</u>	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－ 第1部：通則	<u>JIS C 62841-1:2020</u>	<u>IEC 62841-1 (2014)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>J62841-2-2 (2020)</u>	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生	<u>JIS C 62841-2-2:2020</u>	<u>IEC 62841-2-2 (2014)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	用及び庭園用電動機械の安全性－ 第2－2部：手持形電気スクリュードライバ及びインパクトレンチの個別要求事項		
<u>J62841-2-4(2020)</u>	手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－ 第2－4部：ディスク形以外のサンダおよびポリッシャの個別要求事項	<u>JIS C 62841-2-4:2020</u>	<u>IEC 62841-2-4(2014)</u>
J71001(2019) ～ J76001-2(2020)	(略)	(略)	(略)
<u>J77001(2020)</u>	<u>小形交流電動機の安全性</u>	<u>JIS C 4220:2020</u>	
J8528-8(H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置パート8：低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙199	International Standard Organization 規格（以下「ISO」という。） 8528-8(1995)に対応 令和5年9月30日まで有効
J8528-13(2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J71001(2019) ～ J76001-2(2020)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J8528-8(H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置パート8：低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙199	International Standard Organization 規格（以下「ISO」という。） 528-8(1995)に対応 令和5年9月30日まで有効
J8528-13(2020)	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表2. 雑音の強さに関する基準

基 準			備 考
基準番号	表題	本文※	
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>J55011 (H27)</u>	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>J55014-1 (H27)</u> ～ <u>J55015 (H29)</u>	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>J55032 (H29)</u>	(略)	(略)	(略)

表2. 雑音の強さに関する基準

基 準			備 考
基準番号	表題	本文※	
<u>J55001 (H27)</u>	雑音の強さの規定	別紙200 (H27)	平成32年11月30日まで有効
<u>J55011 (H27)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>J55013 (H22)</u>	音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙201	CISPR 13 (2001:4th), Amd. No. 1 (2003), Amd. No. 2 (2006) に対応 平成32年11月30日まで有効
<u>J55014-1 (H27)</u> ～ <u>J55015 (H29)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>J55015 (H20)</u>	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙202の2	CISPR 15 (2000:6th:3rd), Amd. No. 1 (2001), Amd. No. 2 (2002) に対応 平成32年11月30日まで有効
<u>J55022 (H22)</u>	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙203	CISPR 22 (2005:5th), Amd. No. 1 (2005), Amd. No. 2 (2006) に対応 平成32年11月30日まで有効
<u>J55032 (H29)</u>	(略)	(略)	(略)

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。 なお、次の表の左欄に掲げる電気用品であって、上記の表 2 に示す基準（J55001は除く。）が適用されないものは、表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。 表 （略） 表 3 ～表 5 （略）	※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。 なお、次の表の左欄に掲げる電気用品であって、上記の表 2 に示す基準（J55001は除く。）が適用されないものは、表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。 表 （略） 表 3 ～表 5 （略）
---	---